

令和8年 3月17日

大阪大学大学院連合小児発達学研究科博士後期課程出願資格及び出願資格審査の方法の変更について

令和9（2027）年度に実施する令和10（2028）年度入学の博士後期課程入学試験より、出願資格および出願資格審査方法を下記のとおり変更しますので、お知らせします。なお、詳細は受験年度の学生募集要項をご確認ください。

記

変更内容：

1. 出願資格（8）の②および④において、「5年程度」の経験を持つ者としているところ、「5年以上」にするもの
2. 出願資格審査を「書類審査及び面接実施」から、「書類審査」に変更するもの

【出願資格】

（8） 次の経歴を有する者等で、本研究科において個別の出願資格審査により、修士の学位又は専門職学位を取得した者と同等以上の学力があると認められた者で、令和10年3月31日までに24歳に達している者

① 医学部（医学科）、歯学部（歯学科）、薬学部（薬学科）（修業年限が6年であるものに限る。）及び獣医学の学部に対応する課程を卒業した者及び令和10年3月までに卒業見込みの者

② 大学を卒業し、スクールカウンセラー、学校教諭（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）、看護師又は臨床心理士等として5年以上の経験を持つ者

③ 外国の大学の医学部（医学科）、歯学部（歯学科）、薬学部（薬学科）（修業年限が6年であるものに限る。）又は獣医学の学部に対応する課程を修了し、学士の学位に対応する学位を取得した者及び令和10年3月までに取得見込みの者

④ 外国の大学の課程又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の大学の課程を修了した後、学士の学位に対応する学位を取得し、かつ、スクールカウンセラー、学校教諭（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）、看護師又は臨床心理士等として5年以上の経験を持つ者

※「2. 出願資格（7）、（8）」で出願を希望する者は、「3. 出願資格審査」をご覧ください。

※「2. 出願資格（8）」において、「大学を卒業」及び「外国の大学の課程又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の大学の課程を修了した後、学士の学位に対応する学位を取得」した者には、下表に掲げる最終学歴及び実務経験の期間を有する者を含みます。

最 終 学 歴	実 務 経 験 の 期 間(注)
(ア) 修業年限 2 年の短期大学の卒業 業者	2 年以上
(イ) 修業年限 3 年の短期大学の卒業 業者	1 年以上
(ウ) 高等専門学校 の卒業業者	2 年以上
(エ) 修業年限が 2 年以上の専修学 校の専門課程の卒業業者	大学の修業年限 (4 年) から専門課程を置く専 修学校の修業年限を控除した期間以上
(オ) 外国の大学の日本校、外国人 学校、専修学校(専門課程を除く)、 各種学校その他国内外の教育施設 の卒業又は修了者	日本の大学卒業までの最短修業年数 (16 年) か ら、最終学校卒業又は修了までの最短修業年数 (入学資格を同一とする学校を複数卒業又は 修了している場合は、修業年限の最長のもの のみ採用。) を控除した期間以上
(カ) 上記 (ア) から (オ) までに 掲げる学校の退学者	日本の大学卒業までの最短修業年数 (16 年) か ら、当該退学した学校の退学時までの修業年数 を控除した期間以上。ただし、退学時までの標 準履修単位 (時間) 数を修得していない場合は、 修得単位 (時間) 数の相当年数を以って修業し た年数とする。

(注) 実務経験の期間とは、次の期間を合算したものをいいます。

- (A) 大学又は短期大学において、研究生として在学した期間
- (B) 短期大学又は高等専門学校に置かれた専攻科に在学した期間
- (C) 大学、短期大学、官公庁、研究所、会社等において、教育又は研究部門で教育職
又は研究職に従事した期間
- (D) その他、上記 (A)、(B)、(C) に準じた期間

【出願資格審査】

出願資格審査における合格者の決定は、書類審査により行います。

【問い合わせ先】

大阪大学大学院医学系研究科総務課
連合小児発達学研究科担当
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 2 - 2
E-mail : office@ugscd.osaka-u.ac.jp